

遊休農地対策における農地中間管理事業の取扱いについて

(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金

制定 令和 6年10月 1日

最終改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1 (公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金(以下「基金」という。)が、農業委員会から遊休農地に関し農地法(昭和27年法律第229号。)第35条第1項および第36条第2項に基づく通知を受けた場合等において基金が行う農地中間管理事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものです。

(農地法第35条第2項ただし書き等に関する取扱い)

第2 基金は、農業委員会から農地法第35条第1項の通知を受けた場合の同条第2項ただし書きおよび農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長通知。以下「運用通知」という。)の第3の5の(3)による情報提供を受けた場合における農地中間管理事業規程において定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準(以下「取得基準」という。)は、基金の「農地中間管理事業規程3-1の農地中間管理権を取得する農用地等の基準」とし、具体的には、次に掲げる通りとします。

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)に基づき、一括方式(農地中間管理権の設定等および賃借権の設定等を同一の機構法第18条に基づく農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)で行うことをいう。以下同じ。)による農用地等の貸借を行うことが見込まれる農地(耕作予定者が決まっている農地)であって、次に掲げる区分ごとに定める基準を満たしている農地であることとします。

① 地域計画の区域内の農地

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)第19条に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画」(以下「地域計画」という。)の目標地図において、当該耕作予定者が当該農地について農業を担う者として位置づけられている農地であることとします。

ただし、目標地図において「今後検討等」として農業を担う者が明確でない場合(当該遊休農地等の解消後に借受者の確保が見込まれる場合は除く。)および地域計画の目標地図に記載された者と異なる場合にあっては、市町において地域計画の変更が確実に見込まれる場合はこの限りではありません。

② 地域計画の区域外の農地

機構法第18条第11項に基づく農業委員会の要請のある場合、または市町が農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化に資すると認め促進計画の案を作成した場合に限ります。

(2) 基金は、前号にかかわらず、農地として利用することが著しく困難なものとして次に掲げる農地における中間管理権は取得しないものとします。

① 農業委員会による利用状況調査（農地法第 30 条）において再生利用が困難と判定されている農地

② 1号遊休農地の黄色区分（注）であって、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農地

（注）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいいます。

③ 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状または性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農地

2 前項に掲げる取得基準に適合しない農地（以下「不適合遊休農地」という。）については、当該所有者等に対し農地法第 3 5 条第 2 項に基づく協議の申し入れ等を行わないものとし、別記様式 1 号および別記様式 2 号によりこの旨を当該農地の所有者等および農業委員会（運用通知に基づく場合は農業委員会のみとします。）に通知するものとします。

（農地法第 3 7 条に関する取扱い）

第 3 基金は、農業委員会から農地法第 3 6 条第 2 項に基づく通知を受けた場合において、農地の所有者との協議が整わない、または出来ない場合であって、同法第 3 7 条に基づき知事に対して農地中間管理権の設定に関する裁定申請をする農地は、取得基準に適合するものに限り、ただし、一括方式によるとする基準は適用しない。

2 基金は、当該遊休農地が不適合遊休農地であると判断した場合は、知事への裁定申請を行わないものとし、この旨を別記様式 3 号により農業委員会に通知するものとします。

（農地法第 3 5 条に基づく通知の省略等）

第 4 基金および農業委員会は、令和 7 年 3 月 21 日付け農林水産省経営局農地政策課農地利用最適化グループ経営専門官（有効利用担当）の事務連絡（以下「国の事務連絡」という。）を参考にし、農業委員会および基金の事務負担の軽減を図るための次の取組を行うこととします。

(1) 農業委員会は、国の事務連絡の記の 1 から 3 の取組について検討し、必要な取組みを行い、農地法第 3 5 条第 1 項および農地法の運用についての第 3 の 5 の (2) に基づく通知の省略に努めるものとします。

(2) 基金は、農業委員会が行う (1) の取組を円滑に行うため、農業委員会から別記

様式4号等によりあらかじめ不適合遊休農地に当たるかどうかの問い合わせがあった場合は、遅滞なく判断し回答するものとします。

附 則

- 1 この取扱いについては、令和6年10月1日から施行します。
- 2 この取扱いについての施行の際、現にある農地中間管理事業における遊休農地対策事務処理要領（平成28年7月15日）は廃止します。

附 則

- 1 この取扱いについては、令和7年4月1日から施行します。

(別記様式1号)

滋担基第〇〇号
令和 年(年) 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金
理事長 〇〇 〇〇

農地中間管理権の取得に関する協議について (通知)

当基金の業務運営につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、〇〇市町農業委員会が実施した利用意向調査により、あなた様は下記の農地について農地中間管理事業を利用する旨の意思を表明されましたが、当該農地は、当基金が定める基準に適合しないことから、農地中間管理権の取得に関する協議を行わないこととしたので、農地法第35条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 対象農地および取得に関する協議を行わない理由

所在地 (大字・地番)	地目	面積 (㎡)	取得に関する協議を行わない理由
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他 ()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他 ()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他 ()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他 ()

(別記様式2号-1)：農地法第35条第1項による通知の場合

滋担基第〇〇号
令和()年()月()日

〇〇市町農業委員会会長 様

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金
理事長 〇〇 〇〇

農地中間管理権の取得に関する協議について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により農地法第35条第1項に基づく通知のありました下記の農地について、農地中間管理事業規程3-1農地中間管理権を取得する農用地等の基準に照らし検討したところ、当該基準に適合しないことから、当該農地の所有者等との農地中間管理権の取得に関する協議を行わないこととしたので、農地法第35条第2項の規定に基づき通知します。

なお、当該農地の所有者等にも別途通知していることを申し添えます。

記

1 対象農地および取得に関する協議を行わない理由

所在地（大字・地番）	地目	面積（㎡）	取得に関する協議を行わない理由
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他（ ）
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他（ ）
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他（ ）
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他（ ）

(別記様式2号—2)：運用通知に基づく情報提供の場合

滋担基第〇〇号
令和()年()月()日

〇〇市町農業委員会会長 様

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金
理事長 〇〇 〇〇

農地中間管理事業規程の基準に適合しない旨の通知

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により農地法の運用についての第3の5の(3)に基づく情報提供のありました下記の農地については、農地中間管理事業規程3-1農地中間管理権を取得する農用地等の基準に照らし検討したところ、現時点においては、当該基準に適合しないと判断したので通知します。

記

1 対象農地および取得に関する協議を行わない理由

所在地(大字・地番)	地目	面積(m ²)	取得に関する協議を行わない理由
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()

(別記様式3号)

滋担基第〇〇号
令和年()年)月日

〇〇市町農業委員会会長 様

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金
理事長 〇〇 〇〇

農地中間管理権の設定に関する知事への裁定申請について (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により農地法第36条第2項に基づく通知のありました下記の農地について、農地所有者との協議が整わない(出来ない)状況であります。農地中間管理権の取得について、農地中間管理事業規程3-1農地中間管理権を取得する農用地等の基準に照らし検討したところ、当該基準に適合しないことから、当該農地の農地中間管理権を取得しないこととし、知事への裁定申請を行わないこととしたので通知します。

記

1 農地中間管理権の取得を行わない理由

所在地(大字・地番)	地目	面積(m ²)	農地中間管理権を取得しない理由
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他()

(別記様式4号)

事務連絡
令和 年(年) 月 日

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金 あて

〇〇市町農業委員会事務局

遊休農地の取扱いについて (事前確認)

このことについて、下記の遊休農地について、不適合遊休農地であるかの確認をお願いします。

記

1 対象となる遊休農地の概要

所在地 (大字・地番)	地目	面積(m ²)	遊休農地の情報	
			借受希望者の有無	その他の情報
			有・調整中・無	
			有・調整中・無	
			有・調整中・無	
			有・調整中・無	

※1 その他の欄は、再生利用可能かどうか、土地改良による利用改善の有無、当該農地へのアクセスの状況、獣害の発生状況などを記入する(別紙としてもよい)ものとし、必要に応じて写真や図面等を添付願います。

(別添参考資料)

農地中間管理事業規程（抜粋）

3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

(1) 機構は、一括方式（農地中間管理権の設定等および賃借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）による農用地等の貸借を基本として、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

① 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に向けて、遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）を含め、農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合（当該遊休農地等の解消後に借受者の確保が見込まれる場合は除く。）または1号遊休農地の黄色区分（注）であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

(注) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。

② 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、市町が農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化に資すると認める場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

(2) 機構は、(1)にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

① 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において再生利用が困難と判定されている農地

② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状または性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

12 遊休農地への対応

- (1) 機構は、農地法第 32 条または第 33 条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第 35 条に基づく通知があった場合、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地に係る促進計画の案の作成を検討するものとする。
- (2) 農地法第 36 条に基づき、農業委員会が農地中間管理権の取得について機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、または協議を行うことができないときは、機構は、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該勧告に係る農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、同法第 37 条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。
- (3) 機構は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。

農 地 法（抜粋）

（農地中間管理機構による協議の申入れ）

第三十五条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行つた場合において、これらの利用意向調査に係る農地（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内のものに限る。次条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があつたときは、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた農地中間管理機構は、速やかに、当該農地の所有者等に対し、その農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。ただし、その農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第二項第一号に規定する基準に適合しない場合において、その旨を農業委員会及び当該農地の所有者等に通知したときは、この限りでない。

（農地中間管理権の取得に関する協議の勧告）

第三十六条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行つた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの利用意向調査に係る農地の所有者等に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。ただし、当該各号に該当することにつき正当の事由があるときは、この限りでない。

- 一 当該農地の所有者等からその農地を耕作する意思がある旨の表明があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき。
 - 二 当該農地の所有者等からその農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（前条第一項に規定する意思の表明を含む。）があつた場合において、その表明があつた日から起算して六月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき。
 - 三 当該農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき。
 - 四 これらの利用意向調査を行つた日から起算して六月を経過した日においても、当該農地の所有者等からその農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき。
 - 五 前各号に掲げるときのほか、当該農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認められるとき。
- 2 農業委員会は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を農地中間管理機構（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、農地中間管理機構及びその農地の所有者）に通知するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 農業委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る農地について、農地中間管理権（賃借権に限る。第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第二項において同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

「農地法の運用について」の制定について（抜粋）

第3 遊休農地に対する措置

5 法第34条及び第35条関係

(1) 農業委員会等は、3の利用意向調査で、所有者等の意思を確認後速やかに、当該意思や、地域の営農計画等を勘案しつつ、必要なあつせんその他農地の利用関係の調整を行うこと。

(2) 所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があつた場合においては、法第35条第1項に基づき、速やかに農地中間管理機構にその旨を通知すること。

(3) (2)以外の場合にあつても、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等について、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこと。その際、農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに農業委員会に通知するよう求めること。